

平成29年度第1回

第93回札幌市都市計画審議会

議 事 録

平成29年5月15日（月）
さっぽろテレビ塔 2階 多目的ホール

札幌市まちづくり政策局

■ もくじ ■

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	2
3	議事	3
	◎ J R 苗穂駅周辺地区について	3
	◎ 第 2 次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直し について	15
4	その他	22
5	閉会	22

第93回（平成29年度第1回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 平成29年5月15日（月）午後1時30分～午後2時57分

2 場 所 さっぽろテレビ塔2階多目的ホール

3 出席者 委員：高野 伸栄会長をはじめ22名（巻末参照）

札幌市：まちづくり政策局都市計画担当局長 中田 雅幸

まちづくり政策局都市計画部長 阿部 芳三

まちづくり政策局事業推進担当部長 清水 英征

4 議 事

【諮問案件】

議 案 第1号 札幌圏都市計画地区計画の変更【JR苗穂駅周辺地区】

【関連説明案件】

関連説明 第1号 第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直しについて

第 93 回 都市計画審議会 案件一覧

【諮問案件】

(市決定)

議 案 第 1 号 札幌圏都市計画地区計画の変更【J R 苗穂駅周辺地区】

【関連説明案件】

関連説明 第 1 号 第 2 次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直しについて

- ・用途地域等の全市見直し
- ・市街化調整区域の保全と活用の方針の見直し

第 93 回 都市計画審議会 案件グループ分け

【諮問案件】

順番等		案件概要			
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
市 決 定	①	J R 苗穂駅周辺地区	地区計画の変更	議案第 1 号	第 1 号

【関連説明案件】

順番等		案件概要	
		名称	番号
①		第 2 次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直しについて ・用途地域等の全市見直し ・市街化調整区域の保全と活用の方針の見直し	関連説明第 1 号

1. 開 会

●事務局（高橋調整担当課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、22名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第93回、平成29年度としましては第1回目となります、札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しておりますまちづくり政策局都市計画部調整担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、委員の皆様にお知らせしておくことがございます。

本市におきましては、5月10日から9月30日までの期間、暑さをしのぎやすいノーネクタイ、軽装など、エコスタイルでの勤務を実施しておりますが、今回の審議会におきましても、私たち事務局員及び説明員はこのエコスタイルで審議会に出席させていただいている者もおりますことをご了承願いたいと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、委員の委嘱についてご報告させていただきます。

まず、学識経験者として就任いただいております星野委員が退任されましたことから、新たに委員を委嘱させていただいております。

紫藤様、恐れ入りますが、その場でご起立いただけますでしょうか。

紫藤正行委員でございます。

次に、市議会議員の職を有している委員におかれまして、太田秀子委員、こんどう和雄委員、中村たけし委員、林清治委員、丸山秀樹委員の5名が退任され、新たに5名の委員に委嘱させていただいております。

ここで新委員の皆様をご紹介します。

五十音順にお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただけますでしょうか。

まず、池田由美委員でございます。

次に、小川直人委員でございます。

次に、小須田悟士委員でございます。

次に、しのだ江里子委員でございます。

最後に、福田浩太郎委員でございます。

次に、関係行政機関の職員につき、今年度の人事異動により委嘱された方をご紹介します。

お名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただけますでしょうか。

まず、北海道建設部まちづくり局長の岸純太郎委員でございます。

次に、北海道警察本部交通部長の磯部哲志委員でございます。本日は、代理人として、北海道警察本部交通規制課の石川達也様ご出席です。

なお、本日委員の委嘱をいたしました皆様のお手元には委嘱状を置かせていただいております。本来であればお1人ずつ手渡しすべきところですが、どうかご容赦いただきますよう、お願いいたします。

新委員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、当審議会の事務局も4月の人事異動に伴いまして変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

都市計画担当局長の中田でございます。

●事務局（中田都市計画担当局長） 中田でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局（高橋調整担当課長） 都市計画部長の阿部でございます。

●事務局（阿部調整担当課長） 阿部でございます。

●事務局（高橋調整担当課長） 続きまして、連絡事項です。

椎野亜紀夫委員、中村達也委員からは欠席される旨の連絡をいただいております。

次に、資料を確認させていただきます。

事前送付させていただいた議案書等につきましては、本日お持ちいただくよう、通知文の中でお申し上げておりましたが、ご都合によりお持ちになっておられない委員の方は事務局までお知らせください。

また、本日、各委員のお席には、配付資料1「会議次第」、配付資料2「案件一覧・案件グループ分け」、両面印刷の配付資料3「委員名簿、座席表」がございます。

また、本日の議案に関連する部局として、まちづくり政策局都市計画部、事業推進担当部の関係職員がそれぞれ来ております。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃいます皆様に連絡がございます。

本審議会では、場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮いただいております。議事に入るのは、この後、会長による議事録署名人の指名がありました後となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高野会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

●高野会長 昨年度に引き続きまして議長を務めさせていただきます高野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で回り番となっています。

今回は、前回からの順番を引き継ぎ、松浦委員と笹川委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

3. 議 事

●高野会長 では、早速、議事に入りますが、先ほど事務局から連絡がありましたように、場内の写真撮影については、以降、ご遠慮いただくようお願いいたします。

本日の議事は、諮問案件1件、関連説明案件1件です。

年度初めてですが、諮問案件については前回に事前説明をいただきましたので、今回はその際の意見等を受けて修正したものを説明していただきます。本日は諮問案件でございまして、本審議会としての同意に関する採決を行う手はずになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議の進め方でございますけれども、お配りしております配付資料2にございます案件グループ分けにしたがって進めてまいります。

◎ J R 苗穂駅周辺地区について

●高野会長 それでは、議案第1号「J R 苗穂駅周辺地区地区計画の変更」から始めたいと思います。

それでは、担当からご説明をお願いします。

●清水事業推進担当部長 まちづくり政策局事業推進担当部長の清水です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「J R 苗穂駅周辺地区地区計画の変更」についてご説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。

本日の説明内容は、スクリーンに示しているとおりでございます。

前回の事前説明のときにいただきましたご質問を踏まえ、1「地区の概要」と2「事業の概要」について、一部内容を追加してご説明します。また、特に詳細な説明が必要な事柄につきましては、4「補足説明」の項でご説明します。

それでは、地区の概要についてご説明します。

J R 苗穂駅周辺地区は、札幌駅から東へ約2 kmに位置し、苗穂駅連絡通と北3条通に挟まれました約8.8haの区域でございます。北側にはサッポロビール園やアリオ札幌などが含まれるサッポロガーデンパークがあり、地区の西側には札幌厚生病院があります。

次に、苗穂地区のまちづくりの経緯についてご説明いたします。

当地区を含む苗穂地区では、平成2年の苗穂駅北口開設要望をきっかけに、まちづくり活動が開始されました。その活動は、平成13年に設立した苗穂駅周辺地区まちづくり協議会に引き継がれています。平成14年に策定しました「J R 苗穂駅周辺地区まちづくりガイドライン」、平成18年に策定しました「苗穂駅周辺地区まちづくり計画」では、J R 苗穂

駅の移転橋上化、道路ネットワークの整備、再開発などの連携による拠点整備に向けて、地域住民と札幌市がそれぞれの役割を担いながら協働で取り組む考えを打ち出しました。

苗穂駅周辺地区まちづくり計画では、地区を機能ごとのゾーンに分けて、まちづくりを具体的に推進するための検討が行われました。その中で、移転後の苗穂駅を中心とした「にぎわいの核」づくり、周辺の道路整備と連動した歩きやすい快適なまちの実現、地域資源を結ぶネットワークの形成など、苗穂まちづくりの目標が示されています。

青枠の区域はJ R苗穂駅周辺地区地区計画の区域で、赤枠の区域は今回の開発計画に合わせて地区計画を変更する区域でございます。

周囲の関連事業としては、まちづくり計画に基づき、苗穂地区の課題であった南北分断を解消するため、J R苗穂駅を西側に約300m移動させ、南北を結ぶ自由通路を整備する苗穂駅の移転・橋上化事業、それに関連して、南北の駅前広場、苗穂駅連絡通などの街路事業が進められております。また、苗穂駅南口では北3東11周辺地区第一種市街地再開発事業が進められており、居住施設、商業・医療施設、高齢福祉施設が整備される予定です。

次に、今回の開発予定地区の土地利用状況についてです。

当地区にはJ R北海道の研修センターがありましたが、苗穂駅北口駅前広場と苗穂駅北通の整備に伴い、ことしの2月中旬に移転し、現在、建物を解体中です。

次に、写真を用いて解体工事前の状況をご説明いたします。

写真①はJ R研修センターの正面の状況、写真②は線路をまたぐ歩道橋の上から見た施設の状況、写真③は苗穂駅連絡通の状況です。

当地区の用途地域等の指定状況ですが、スクリーンに表示しているとおり、用途地域は準工業地域、高度地区は33m高度地区です。

続きまして、事業の概要についてご説明いたします。

平成25年に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の中では、苗穂駅地区に関して、「駅前にふさわしい利便性の高い複合市街地の形成」、「快適な歩行空間の創出」、「良好なオープンスペースの創出」などの施策が掲げられております。

また、第2次都市計画マスタープランでは、複合型高度利用市街地及び高次機能交流拠点に位置づけられており、「集合型の居住機能の誘導」、「地域の回遊性を高める交通環境」などが掲げられています。

さらに、都市再開発方針で再開発を促進する地区として定められていることのほか、まちづくりガイドライン、まちづくり計画を踏まえ、当地区の整備コンセプトといたしまして、「居住機能を中心とした多様な機能の導入」、「快適な歩行者空間の整備と回遊性の向上」、「人々が集い、交流するオープンスペースの創出」の3点を定め、駅の移転と一体となったまちづくりを目標としています。

ここからは、整備コンセプトに沿い、事業の概要をご説明します。

初めに、「居住機能を中心とした多様な機能の導入」についてです。

駅前にふさわしいさまざまな機能が集積する利便性の高い市街地の形成を図るために、

共同住宅を中心に、商業・業務施設、サービス付き高齢者向け住宅を整備します。

こちらが、施設建築物の整備イメージです。

パースの右下が北側となっており、南東側に新しい苗穂駅北口昇降棟が位置しております。建物の敷地は三つに別れており、青色の建物は、多世代が住まい、都心周辺の居住を実現する高層の共同住宅です。緑色の建物は、高齢者がケアを受けながら快適な生活を送ることができるサービス付き高齢者向け住宅です。また、赤色の建物は、駅前にふさわしいにぎわいの創出と駅利用者や地域住民の利便の向上に寄与する商業・業務施設です。

敷地面積はそれぞれ、共同住宅が約8,000㎡、高齢者住宅が4,500㎡、商業・業務施設が1,800㎡となり、建物高さは、共同住宅が28階建ての90m、高齢者住宅が11階建ての32m、商業・業務施設が3階建ての19mを計画しています。

なお、事前説明時にご質問がありました補助金等につきましては、現時点で、事業者が事業費の積算を進めている段階でございます。今後、事業費が見えてきましたら、事業の公共貢献性や費用対効果等についても確認をしたうえで、採択要件を満たすようであれば、優良建築物等整備事業として補助金を出すことも視野に入れて協議を進めてまいります。

続いて、快適な歩行者空間の整備と回遊性の向上についてご説明いたします。

歩行者空間の整備の一つ目として、空中歩廊についてご説明いたします。

青色のハッチング部分のとおり、JR苗穂駅北口昇降棟と共同住宅、商業・業務地区を経てサッポロガーデンパークをつなぐ2階レベルの空中歩廊を整備する予定です。この整備により、駅から連続する季節や天候に左右されない安全快適な歩行動線を確保することができます。幅員は約3.0m、延長は約175mの予定です。

歩行者空間整備の二つ目として、敷地内通路についてご説明いたします。

当地区は街区が大きいので、歩行者が移動するときは遠回りすることなく移動できるよう、敷地を横断し、移動の利便性を高める敷地内通路を整備します。歩行者専用通路とし、夜間照明や冬期間の路面のヒーティングを完備し、安全に通行できるようにいたします。幅員は2.0m、延長は約125mです。

歩行者空間整備の最後といたしまして、歩道沿い空地についてご説明いたします。

当地区に接する苗穂駅北通と苗穂駅連絡通は、道路幅員16mで整備されることが決定しております。そのうち、両側の3.5mが歩道として整備される予定ですが、幅員の関係から植樹帯は設けない予定です。そこで、当事業では、歩道空間にゆとりと潤いを与えるため、歩道沿いに樹木等を配置した空地を設ける計画としております。幅員は4.0m、延長は約200mです。

続きまして、「人々が集い、交流するオープンスペース」についてご説明します。

人々が滞留し、交流し、憩うことができる広場を整備します。位置によって機能の異なる二つの広場を配置し、面積は合わせて約2,900㎡です。

続いて、広場の詳細についてですが、歩道沿い空地、空中歩廊、敷地内通路に囲まれた部分に、多様な機能を備えた広場を整備します。商業・業務棟に近い部分は、「憩いのス

ペース」として、商業施設利用者の滞留空間やイベント時のステージとして使用されることを想定し、整備いたします。中央の芝生部分は「交流のスペース」とし、来街者や地域住民に開かれた多様な活用を想定しており、地域のイベントなどにも使用できる面積を確保しております。そして、苗穂駅北口駅前広場に一番近い部分には「集いのスペース」を整備し、駅利用者が滞留できる木陰とベンチを提供します。

また、この広場は、しゅん功後に設立される集合住宅の管理組合等が主体となり、維持管理を行う予定です。管理組合は、札幌市と維持管理協定を結び、広場を来街者や住民に開放し、災害時には一時的な退避場所として機能させることも想定しております。

広場の維持管理費は、事業者により試算されており、1戸当たりの維持管理費は、広場や住宅部分を合わせても、一般的な集合住宅の管理費程度で賄うことができる予定です。これは、集合住宅が310戸から成る大規模な住宅のため、スケールメリットが働くことが要因です。

続きまして、駐車場の配置・出入りについてご説明いたします。

共同住宅部分にはタワー型駐車場と昇降式駐車場があり、合計209台を駐車することができます。車の出入りは、苗穂駅連絡通側です。高齢者住宅部分には青空駐車場があり、合計98台を駐車することができます。車の出入りは、共同住宅と同じく苗穂駅連絡通側です。商業・業務施設は、1階建物部分に駐車場があり、19台の駐車が可能です。車の入場は苗穂駅連絡通側で、出場は苗穂駅北通側に設定しています。全ての地区において、附置義務以上の駐車台数を確保しています。

次に、当地区の周辺の交差点で交通解析を行い、需要率の変化について確認いたしました。交差点の需要率とは、交差点が信号で処理できる交通量に対する実際の交通量の割合を表しており、0.9以下が望ましいとされています。表にありますとおり、開発後の需要率は全て0.9以下となっております。

なお、前回の事前説明時にご質問があった、苗穂駅連絡通が整備された後の交通量需要率については、後ほど詳細をご説明させていただきます。

続きまして、景観についてご説明いたします。

高層の共同住宅に関しては、JR苗穂駅や駅前広場を訪れた人々に対し圧迫感を与えないよう、敷地境界から建物を後退させる配慮をしております。また、地区の西側から共同住宅と高齢者住宅を見た状況ですが、周辺とのまち並みに配慮して計画しております。東側から当地区を見たときも同様で、商業・業務施設は建物のボリュームを押さえて計画しており、景観上、周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮しています。さらに、今後設計を進める上では、駅前広場や駅舎と一体的なデザインとなるように配慮し、周辺になじむような外壁の色彩や素材となるように配慮します。

続きまして、都市計画の内容についてご説明いたします。

今回は、JR苗穂駅周辺地区地区計画の変更を行います。その内容としましては、方針のみ定められている地区計画区域のうち、土地利用計画が具体化した当事業の区域に、「主

要な公共施設」及び「地区整備計画」を定めるものです。地区の名称は「JR苗穂駅周辺地区地区計画」、地区計画の区域はスクリーンに青枠で表示している区域であり、面積は8.8ha、今回定める地区整備計画の区域はスクリーンに赤枠で表示している区域であり、面積は1.4haでございます。

次に、地区の区分についてご説明いたします。

スクリーンにお示ししているとおり、地区を三つに区分し、水色の区域を「集合住宅A地区」、緑色の区域を「集合住宅B地区」、ピンク色の区域を「商業・業務地区」といたします。また、事業で整備する空中歩廊ですが、土地利用の転換に当たって基本となる「主要な公共施設」として、配置及び規模を定めます。

次に、地区整備計画についてご説明いたします。

主として街区内の居住者等の利用に供される施設の「地区施設」として、事業で整備する敷地内通路、歩道沿い空地、広場の配置及び規模を定めます。

続いて、用途の制限ですが、集合住宅A・B地区、商業・業務地区ともに、住環境保護と生活利便機能の増進を図る観点から、一定の規模以上の工場や倉庫などは建てられない制限としております。

容積率の最高限度につきましては、上位計画で高次機能交流拠点に位置づけられていることや、当地区が都心に近接し、駅前という利便性の高い地区であること、道路の拡幅等の都市基盤施設の整備状況を総合的に評価し、現在の集合住宅A地区の指定容積率が準工業地域200%のところを「300%」としております。また、土地の高度利用を図るため、容積率の最低限度を「100%」、敷地面積の最低限度を「1,000㎡」に定めております。さらに、良好な市街地環境を確保するため、建蔽率の最高限度を「60%」、建築面積の最低限度を「200㎡」と定めております。建築物の高さの最高限度につきましては、地区特性を踏まえたオープンスペースが確保されていること、建築物の配置が、周辺市街地の環境に配慮されていることから、壁面の位置の制限を組み合わせることで「90m」と定めます。

次に、壁面の位置の制限についてご説明いたします。

先ほどご説明しましたように、集合住宅A地区につきましては、計画されている建築物の配置・形状に合わせ、壁面の位置の制限を定めます。具体的には、基準線A及び基準線Bから指定する距離の青色の部分は建物を建てられない区域とし、赤色の部分に限定して、高さ90mまでの建物を建てられる区域としております。

このように、高さ90mの建築物が建てられる範囲は、周囲から十分セットバックすることにより、周辺への圧迫感を低減するように設定しております。

集合住宅B地区と商業・業務地区につきましては、道路境界線から4mの範囲は、建物を建てられない区域としております。

なお、それ以外の区域は、現在指定している高度地区の制限に従い、33mまでの建物を建てられる区域としております。

以上が、地区計画の変更案でございます。

なお、地区計画の変更案について、4月18日から5月2日まで縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、昨年12月19日に周辺住民を対象とした説明会を行いました。反対意見はありませんでした。

続きまして、事前説明において回答を保留していた事柄のうち、詳細な説明が必要なものに関して補足説明をいたします。

1点目は、苗穂周辺の交通量検討について、2点目は、空中歩廊などの公共貢献施設の事業担保性についてです。

それでは、1点目の交通量検討について、苗穂駅連絡通整備の影響を加味した交通量についてご説明いたします。

苗穂駅連絡通は、将来、スライドの赤色のルートが新設され、点線部の区間も拡幅されることが都市計画決定されております。この影響を加味しますと、交通需要率はスライドのように変化いたします。結果は全て0.9以下となっており、支障がないことが検証されております。

東9丁目の踏切付近での渋滞につきましては、迂回を促す看板を設置するなどの対策を講じており、今後も地域のまちづくり団体と連携しながら、迂回を誘導するソフト対策などを検討してまいります。

2点目といたしまして、地区計画決定後の事業そのもの、または、空中歩廊等の公共貢献施設の担保性についてご説明いたします。

これは、前回の事前説明時に、もし事業が中止になった場合、空中歩廊等の事業を札幌市が代わりに行うことがあるのか、とのご質問をいただいたことについてです。

当地区の地区計画は、民間事業者からのまちづくりの提案に応じて、建築行為に関するルールを定めることで、良好なまちづくりを担保するものです。空中歩廊は、地区の価値を高めるものとして事業者自らが提案したものです。これ以外に、建物の用途や広場、歩道沿い空地なども総合的に評価し、市として良好な開発と判断したことから、都市計画審議会に諮っているものでございます。

したがって、空中歩廊等の公共貢献性の認められる施設の整備も含めて一体で事業が進捗していくものであり、空中歩廊部分だけが中止になることはございません。万が一、事業そのものが中止になった場合は、札幌市が主体となり事業を行うものではございません。その場合、別の開発事業の機会を捉えて、民間の力を活用し、決定された地区計画に基づき、苗穂駅周辺地区にふさわしいまちづくりの実現を目指してまいります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

平成29年度に、実施設計、解体工事を行い、平成30年度に建築工事に着手、平成32年度に工事しゅん功を目指しています。

以上で、議案第1号のJR苗穂駅周辺地区地区計画の変更についての説明を終わります。

●高野会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑に移りますが、議事録を作成する関係で、ご発言の際にはマイクを使ってお話しいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見やご質問がございましたら頂戴いたします。

●しのだ委員 今までもこの話については聞いておりましたが、今回初めて詳細に聞かせていただきました。

2-2の交通関係について、駐車場の配置や出入りについては詳しく書かれておりますけれども、駐輪場対策をどのようにお考えになっているのかが見えてまいりません。

また、4-1の交差点の負荷についてです。需要率というのは、1日をならした平均需要率なのか、朝や夕方車の多い時間帯のものなのか私には見えません。確かに、0.9以下ではありますけれども、現在でも、この地域では車の渋滞等がありますので、どのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

●高野会長 2点のご質問がございましたので、事務局からお願いいたします。

●清水事業推進担当部長 まず、駐輪場の場所について、そして、交通需要率の算出方法は1日平均なのかピーク時のものなのかについてお答えいたします。

まず、駐輪場の場所についてですが、集合住宅A地区につきましては、建物の南側の部分に配置される予定でございます。また、駅前広場にも設けられる予定です。

次に、需要率についてです。

朝夕のうちのピークの時間帯の1時間当たりの交通量をもとに算出しております。

●高野会長 駐輪場の台数についておわかりになりますか。

●清水事業推進担当部長 集合住宅A地区では296台、集合住宅B地区では5台、商業・業務地区では5台を計画しております。

●高野会長 しのだ委員、いかがでしょうか。

●しのだ委員 需要率についてはわかりました。

駐輪場についてです。

このあたりは、自転車を使われる方が多いところですが、確かに、駅前広場にも駐輪場は設置されるものと思いますが、なるべく駅に近いところに自転車を置きたいという思いが働くものと思います。その中で、296台、5台で果たして足りるのでしょうか。せつかく空地を使って遊歩道をつくっても、そこに自転車を置いてしまうことにならないか危惧する

ところです。

また、駅前広場につくられる駐輪場は有料なのか無料なのか、お聞かせいただければと思います。

●清水事業推進担当部長 駐輪場の配置、台数及び有料か無料かについてお答えいたします。

今、私どもからご説明させていただきました駐輪場につきましては、それぞれの住宅や商業・業務地区にお越しになる方がご利用されるものとなります。今、しのだ委員からご質問のありました、苗穂駅を利用される方が公共交通機関に乗りかえるための駐輪場としましては、苗穂駅の北口広場のところに約330台を整備する予定でございます。また、参考としまして、南口にも約500台分を整備する予定であり、合計で830台分となります。

平成23年の調査時点では、苗穂駅周辺には約509台の駐輪需要がございまして、将来の伸び率や安全率を乗じて約830台の需要と見込まれておりますので、南北の駅前広場の台数を用意することによってさばき切れるのではないかと考えております。

また、この駐輪場につきましては無料を予定しております。

●高野会長 ほかにいかがでございますか。

●田作委員 3の「地区計画の変更」の絵を見せてください。

確認ですけれども、北口広場の前に空白のコンパスの矢印が書いているところがありますね。ここは地区の区分が何もされておられません、何か予定されているのか、ご存じであればお知らせいただきたいと思っております。

●清水事業推進担当部長 スクリーンで赤色の点でお示ししているところかと思っております。

こちらにつきましては、現在、具体的な開発業者がまだ決まっておられません。今後、業者から具体的な提案を受け、地区計画を定める条件が整った段階で、改めて審議会に事前説明、諮問をさせていただきたいと思っております。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

●岡本委員 スライドの23の事業の概要「③のオープンスペースの創出（広場の詳細）」についてです。

これは意見でして、今後生かしてもらえればと思います。

集合住宅の足元に人がたくさん集まり、イベントをしているようなイメージで、とても雰囲気がよく、行ってみたいと思わせる計画になっていると思っておりますけれども、実際には、あるところでは、マンションの足元でお祭りをやっているとうるさいから2日間開催して

いたものを1日に減らせ、外でわいわいとしていると騒音がひどいから音量を下げろ、もっと静かにしろ、ということがあちこちで聞かれていまして、こういうイメージが本当に実現するかには疑問符がつきます。

集合住宅の方に入られる方も、こういう活動がなされ、にぎわいがあるのがうれしい、それも含めて購入したいと思われるのかどうかはわからないので、今後の話になるかと思いますが、そういった前提で入居を募ることも必要ではないかと思います。せっかくこのように描いているのに、結局、うるさいからやめろという話になるともったいないので、工夫していただければと思います。

もう一つは、管理組合による管理についてです。

そうおっしゃっていたと思いますが、僕の聞き間違いでしたら訂正してください。

そういった事例はあるのでしょうか。僕もマンションに住んでいますけれども、マンションの周辺にこういう敷地があり、そこでイベントを行うことに対する管理をマンションの管理組合ではできそうにないと思うのですけれども、こういう事例があれば教えていただきたいですし、これを先例にするのであれば、上手にやっていただきたいと思います。

その辺りについて教えてもらえるとありがたいと思います。

●清水事業推進担当部長 ただいまご質問にございましたとおり、管理主体は管理組合を予定しております。

次に、イベントで人がたくさん集まることに対し、住民の方々から騒音などについての意見が出てくる可能性があるということ、あるいは、実際に管理組合によりこのような管理をした事例があるかについてです。

実のところ、札幌市において、管理組合によって広場を運営している事例はあまりないそうです。ただ、本州のほうではそういった事例がございます。さらに、今回、ディベロッパーなどと一緒に関係していただく事業者からの支援があり、しゅん功後の数年、サポート体制をつくっていただけるよう、協議しているところでございます。

そのサポート体制というのは、コミュニティコンサルタントなどの専門家の方々が、管理組合の皆さんと協働で企画したり、運営する上でのアドバイスをしたり、イベント、地域の交流、サークルの立ち上げ、コミュニティ形成などについて積極的にサポートする仕組みをとるべく、事業者と協議を重ねているところです。

そういった意味では、住民の方はもちろんのこと、地域の方も一緒になって広場を上手に活用する仕組みづくりや体制づくりについて事前に相談しながら、あるいは、しゅん功後もサポートしながらつくっていき、これまでの組合とは違うつくり込みをしたいと考えております。

●岡本委員 すごく新しく、興味深く、成功すればとてもよい事例になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここ数年、事業者の中には建て逃げという感じで建てた後すぐになくなってしまおうという事例が多いかもしれませんので、しっかりと覚え書き等を交わしていただき、マネジメントまでやっていただけるような仕組みを保障してもらえればと思います。

●高野会長 それでは、岸本委員、お願いいたします。

●岸本委員 今の点にも関係しますが、事実関係を確認させてください。制度的に間違っていたらご指摘ください。

今、岡本委員もおっしゃっていた、集合住宅の横にある駅利用者等が滞留できる木陰とベンチを備えたところは、いわゆる公開空地と理解してよろしいのでしょうか。また、この部分を公開空地として一般に開放する、だから、容積率を緩和し、300%まで認めますという制度の使い方をしているのかという質問です。

もしそうであるならば、集合住宅の横にある部分の所有は、集合住宅の管理組合が共有という形で所有していると理解していいのかということです。

そうであるがゆえに、ここの部分については公開空地扱いだけれども、管理組合が管理すると。ただし、ここは公共性があり、集合住宅の入居者のみが排他的に使うわけではないから、札幌市と協定を締結して、管理のあり方について細かく詰めていこうとしているのか、ということよろしいでしょうか。

この理解がもし間違いないとするとならば、協定の内容は極めて重要になってくるわけであります。協定の内容について、例えば10年、20年がたったとき、たくさんの人が出入りして、自転車の放置があつて困る、管理組合が管理費を使って管理しているのにかかわらずぐちゃぐちゃであるなど、管理組合との間でトラブルになることもないわけではありません。

一方、「ここはもともと我々の土地のはずだ」と言われても、他方で、「容積率を緩和したのはここを公開空地にするからだ」ということが前提だったわけで、のちに「ここには立ち入らないでくれ」となるのは前提が整っていない、ということにもなりかねないのです。

したがって、協定の内容が具体的にどの程度詰められたものなのかというところに興味があるのですが、いかがでしょうか。

そもそも、さきにご質問させていただいた前提が崩れていれば、とんちんかんな質問になっている可能性があるので、まずはこの理解が間違いないか、そして、協定の内容がどの程度具体的に詰められているのかについて教えていただければと思います。

●清水事業推進担当部長 今の「集いのスペース」が、いわゆる公開空地という扱いなのか、それに伴って容積率緩和をしているか、また、それを担保できるような協定とはどのような内容で詰めていくのかについてです。

委員のおっしゃるとおり、こちらはあくまでも公開空地として、お住いの方だけではなく、地域の住民の方、あるいは、駅利用者など、広く公共的にお使いいただけるような空地として整備していただきます。そういった公共貢献性を評価して、容積率の緩和をしております。

また、その所管につきましては、先ほど申しあげましたとおり、管理組合となります。そうなりますと、使われ方やルールづくりなどを定める維持管理協定が非常に重要になってきます。

現在、維持管理協定につきましては、そういった方向での協定を結ぶべく、事業者と協議を重ねているところです。厳密には、我々と事業施行者とで協定を結ぶわけですが、当然、分譲後は所有者である管理組合に引き継がれることを前提としたつくり方をしていく予定です。

その協定書の内容には、先ほど申しあげましたとおり、公開空地は容積率緩和に資する公共貢献性があるという前提のもとでの使われ方について明記しながら、引き継がれてもそれが生かされるようにすることになると考えているところでございます。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

●池田委員 先ほどのスクリーンでの説明と今までのあり方を読んでまいりましたけれども、自分の理解に違いがあるところもありますので、質問させていただきます。

最初に、交通関係についてです。水穂大橋から南郷通のところは今でも渋滞があるのですけれども、今後整備されることによって、さらに利用がふえるのではないかと思うのです。そういったことについて、どのように考えておられるのでしょうか。

次に、踏切についてです。迂回を促し、ソフト対策を検討するとのことでしたが、踏切の利用が高まっていくのではないかと考えられるのです。それに伴って危険があると思いますので、きちんと対応していく、整備する必要があるのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

最後に、空中歩廊についてです。2階レベルの高さとなっておりますけれども、皆さんもご存じのとおり、熊本地震のように、震度7の地震が2回、6強の地震が2回など、想定外の地震が起こることも考えられる現状ではないかと思えます。そこで、耐震対策については想定外のことも考慮して考えていくべきだと思うのですが、どのように考えて対策されているのか、質問いたします。

●清水事業推進担当部長 1点目は、水穂大橋から南郷通は現在でも渋滞しているが、ここが開発された場合に利用者がさらにふえ、渋滞に拍車がかかるのではないか、2点目は、ここが開発されることにより、踏切の利用が高まり、危険が増すのではないか、それに対応する整備が必要ではないか、3点目は、空中歩廊は2階レベルだが、耐震対策は万全な

のかということかと思えます。

1点目と3点目は私どもからお答えをさせていただき、2点目は都市計画部からお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の渋滞対策についてです。このスクリーンにございますとおり、苗穂駅周辺の主要な各交差点においては、開発に伴いまして、現状から需要率が上がっているところがほとんどですが、それにしても0.9を超えることなく、ある程度の余裕を持った交差点のさばき状況であるということがわかります。それからしますと、そこからさらに離れた水穂大橋や南郷通に向けての交通需要には、それほど大きな影響がないものと推量されますので、問題が起こることはないものと考えております。

次に、3点目の空中歩廊の耐震対策についてです。委員のご指摘のとおり、最近の自然災害は想定外の出来事が起きることも十分に認識した上で、法令上必要とされる耐震性能は間違いなく満足させます。それよりもさらに高くすべきかどうかについては、実施設計の中で事業者と改めて検討を進めていき、万全の対応をしてまいりたいと考えております。

●二宮地域計画課長 2点目の東9丁目の踏切についてお答えいたします。

こちらは、現在でも遮断時間が長く、国土交通省の「緊急対策踏切」に指定されている踏切でもございます。札幌市としましては、代替経路となります自由通路で歩行者の南北の行き来を確保したいと考えております。また、車につきましては、苗穂駅連絡通で南北の行き来を整えた後、こちらの踏切は廃止したいと考えております。

この踏切については、地域の住民や利用される方々がおりますけれども、十分に理解が得られるよう、丁寧な説明を継続的に行っていきたいと考えております。

この踏切の除却までの対策につきましては、先ほど説明したとおりですけれども、地域のまちづくり協議会と連携しながら、迂回を促すソフト施策を引き続き行っていきたいと考えております。

●池田委員 踏切については廃止する予定だとお聞きしましたけれども、廃止しないでほしいという声が届くこともありますので、住民や利用する皆さんの納得がいくように進めていただくことを求めたいと思えます。

●高野会長 ほかにいかがでございましょうか。

●紫藤委員 初めてなものですから、既に説明済みであればよろしいのですが、バスやタクシーの利用について、タクシー乗り場やバスの乗降所についてどういうふうに関係に組み込まれているのか、ご説明いただければと思えます。

●高野会長 これは、駅前広場だけではなく、商業施設等についてもお願いいたします。

●清水事業推進担当部長 先ほどの説明でも触れましたとおり、集合住宅地区、商業・業務地区では駐車場を用意しております。

次に、タクシーやバスが乗りつくと考えられる駅前広場についてですが、現在、バス路線が北口広場に乗り入れる予定はないと聞いております。今後話が出てきた場合は、使い方等について協議しながら詰めていくことになるかと思っております。また、タクシーについては、広場の中にタクシースペースを設け、そこで乗り降りができる状態が確保できると考えております。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、採決を行ってまいります。

議案第1号「JR苗穂駅周辺地区地区計画の変更」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

●高野会長 全員賛成と認めます。

よって、本案について、当審議会として同意することといたします。

◎第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直しについて

●高野会長 次に、関連説明第1号「第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直し」について、担当からご説明をお願いいたします。

●稲垣都市計画課長 都市計画課長の稲垣でございます。

これより、関連説明第1号「第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直し」についてご説明させていただきます。

本市では、用途地域を初めとする土地利用計画等の全市的な見直しを定期的に行っておりますが、昨年(平成28年)3月に「第2次札幌市都市計画マスタープラン」を策定いたしましたことから、今後、用途地域等の全市見直し及び市街化調整区域の保全と活用の方針の見直しを進めることとしましたので、本日はその進め方を事前にご説明させていただくものでございます。

資料を配付しておりますけれども、説明はスクリーンで行いますので、前方をごらんください。

本日の説明内容ですが、まず、1として、土地利用計画制度について簡単にご説明した上で、2として、見直しの必要性、さらに、3と4として、現行の「土地利用計画制度の運用方針」と「市街化調整区域の保全と活用の方針」について触れた上で、最後に、5と

して、今後のスケジュールをご説明いたします。

それではまず、土地利用計画制度からご説明させていただきます。

都市計画では、マスタープランに掲げた方針や将来像に沿って個別具体の建築行為や施設整備等を適切に誘導するため、「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」に関する計画を定めますが、土地利用計画は、この都市計画の3本の柱の一つとして、土地利用のルールを定めるものでございます。

この土地利用のルールは、その目的や対象に応じまして、幾つかの種類を重ね合わせて指定しております。大別いたしますと、画面下から、市街地の範囲自体を定める「区域区分」、次に、市街地の中を対象に、都市の骨格や根幹を定める全市ルールである「地域地区」、さらに、個別の地区を対象に、地区特性に応じて街区単位できめ細かな市街地像を定める「地区計画」がございまして。

このうち、区域区分とは、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」とに区分する、いわゆる「線引き」と言われるものになります。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化区域内はさらに「地域地区」や「地区計画」のルールを定めることで、土地利用を誘導いたします。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として建築物の建築は認められません。

ここで、本市の都市計画図をスクリーンに表示しております。

画面上、着色された範囲が市街化区域であり、市街化区域の中の色分けは、それぞれ用途地域の指定状況を示しております。

用途地域は、右に凡例がございまして、12種類の区分がございまして、都心や地下鉄駅等の周辺は赤色の商業系、一方、郊外は緑色の低層住居系など、札幌の都市構造を踏まえた指定を行っております。

なお、画面には表示しきれませんが、用途地域を重ねて、必要に応じ、用途の制限を上乗せする「特別用途地区」や高さの限度を定める「高度地区」、さらに、本日の議案にもありましたが、地区ごとの「地区計画」なども定めております。

以上が土地利用計画制度の概要でございます。

次に、今回の土地利用計画等の見直しの必要性についてご説明させていただきます。

本市では、都市づくりの指針である「札幌市都市計画マスタープラン」を定め、市街化区域については、これに即して「土地利用計画制度の運用方針」を策定するとともに、この運用方針に即して用途地域等の都市計画の決定・変更を行っております。

一方、市街化調整区域については、市街化を抑制すべき区域であり、用途地域等の都市計画は定めませんが、農業関連施設など、市街化調整区域の特性に応じた土地利用は、個別の開発許可を受ければ可能であることから、マスタープランに即して「市街化調整区域の保全と活用の方針」を策定し、これに即して「開発許可等審査基準」などの制度を運用

しております。

本市では、今後の人口減少等を踏まえ、平成25年に最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定いたしました。この新たなビジョンを受けて都市計画マスタープランも見直し、平成28年3月に「第2次札幌市都市計画マスタープラン」と「札幌市立地適正化計画」を策定いたしました。

ここで、この新たなマスタープランの概要を補足いたします。

「第2次札幌市都市計画マスタープラン」は、理念として、「S・M・I・L・Es City Sapporo ～誰もが笑顔でいきいきとすごせるまちへ～」を掲げるとともに、基本目標の一つとして「コンパクトな都市」を定めております。

また、「札幌市立地適正化計画」は、コンパクト・シティの推進に向けた新たな計画制度の法制化を受け、マスタープランの実現に資する計画として一体的に定めたものであり、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることを定めております。

このうち、第2次都市計画マスタープランでは、画面に表示しましたとおり、目指すべき都市構造や市街地の区分を定めるとともに、各分野の連携による総合的な取組を優先的、積極的に進めるものとして、1の「魅力があふれ世界を引きつける都心」から5の「市街地の外の自然環境の保全と活用」まで、五つの取組の方向性も示しております。

一方、立地適正化計画におきましては、地下鉄沿線などを「集合型居住誘導区域」に設定し、適切な高度利用を促進するとともに、郊外のうち、加速度的に人口減少が進むことが懸念される地域を「持続可能な居住環境形成エリア」に設定し、利便性の確保に向けた総合的な取組を進めることで、多様な世代の流入を促すことを位置付けております。また、都心と拠点をそれぞれ「都市機能誘導区域」に設定し、多くの人々が利用する都市機能の集約などによって、利便性と魅力を向上させていくことを目指しております。

ここで、本市における最近の土地利用計画等の見直し経緯についてごらんいただきます。

本市では、平成16年に初めて都市計画マスタープランを策定し、市街化区域については、これを踏まえ、平成18年に「土地利用計画制度の運用方針」を策定するとともに、これに基づき用途地域等の全市見直しを行っており、その後、平成23年と平成24年に運用方針と用途地域等をそれぞれ見直しております。

なお、運用方針につきまして、スクリーンとお手元の資料には「平成24年」と表示しておりますが、正しくは「平成23年」になりますので、訂正させていただきます。

また、市街化調整区域につきましても、平成18年に「市街化調整区域の保全と活用の方針」を策定しております。

平成28年に、先ほどごらんいただいた第2次都市計画マスタープランを策定いたしました。この計画は本市の都市計画に関する基本的な方針であり、用途地域等の都市計画はマスタープランに即したものでなければならないことから、新たなマスタープランを踏まえ、土地利用計画等の見直しを行う必要がございます。

このため、今回、「土地利用計画制度の運用方針」と「市街化調整区域の保全と活用の方針」の見直しを一体的に進めるとともに、市街化区域については、新たな運用方針を踏まえ、用途地域等の土地利用計画の見直しを行うこととしたものでございます。

以上が見直しの必要性でございます。

次に、現行の方針について補足いたします。

まず、市街化区域についての「土地利用計画制度の運用方針」についてでございます。

「土地利用計画制度の運用方針」は、用途地域等を定める基本的考え方を示したものでございまして、マスタープランを踏まえた制度運用の考え方を明確化することで、制度の適切な運用を図ることを目的としております。

また、制度運用の考え方を市民・事業者・行政などが共有し、地区計画の決定など、きめ細かな取組を推進することも目的としております。

その内容は、スクリーンに表示のとおり、五つの章から構成されており、このうち、第4章では、都心や住宅地といった市街地の区分ごとに制度運用の考え方を整理しております。

なお、詳細につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、現行の「市街化調整区域の保全と活用の方針」についてでございます。

平成16年に策定いたしました「札幌市都市計画マスタープラン」においては、理念として、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を掲げ、それまでの市街地の拡大を中心とした都市づくりから市街地の拡大抑制へ基本方向を転換することを示しております。

「市街化調整区域の保全と活用の方針」は、このマスタープランの考えに基づき、市街化調整区域の土地利用に関する施策の運用方針として策定したものでございます。市街化調整区域についても、マスタープランを踏まえて、諸法令に基づく施策や規制の考え方を明確化することで、市街化調整区域に関する各種制度の運用の整合を図ることや個別の建築行為等の誘導を図ることを目的としております。

その内容は、表示のとおり、七つの章で構成されております。例えば、第4章においては、「自然環境の保全」や「優良な農地との調和」など、視点別に方針を整理しております。

なお、こちらの方針についても、お手元に資料をお配りしておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

最後に、今回の見直しのスケジュールについてご説明いたします。

まず、市街化区域の中、用途地域等の全市見直しについてですが、今年度から来年度の前半にかけて論点整理や施策の方向性の検討を行った上で、土地利用計画制度の運用方針の見直し策定を進めてまいります。また、市街化調整区域の保全と活用の方針につきましてもこれと一体のスケジュールで策定を進めてまいります。

これらの両方針は、法に基づく都市計画として定めるものではございませんが、用途地

域等の個別の都市計画や開発許可等の基本的な考え方をまとめるものでございますので、都市計画審議会において、検討過程で段階的にご説明させていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

そのスケジュールとしましては、中間報告をことしの11月に、素案の説明を来年の1月に予定しているところでございます。

次に、方針の策定後は、平成30年度末を目途に、用途地域等の全市見直しの検討を引き続き進めてまいります。用途地域の変更は、法に基づく都市計画決定となりますので、30年度の後半に都市計画審議会への事前説明と諮問をいたしますが、事前説明に先立ち、素案の段階でもご説明させていただき予定でございます。

さらに、以上の見直しについて、市民の皆様等からもご意見をいただくため、各方針の素案の段階と用途地域等の見直し素案の段階で、それぞれパブリックコメント等を実施いたします。

あわせて、これら一連の見直し過程につきましては、ホームページなどで随時公開し、市民の皆様への情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

以上で、第2次札幌市都市計画マスタープランを踏まえた土地利用計画等の見直しについての説明を終わります。

●高野会長 ありがとうございます。

土地利用計画等の見直しについてご説明を頂戴いたしました。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。

●しのだ委員 たびたび申しわけありません。

今、市街化調整区域の不適切な利用が非常に多く見られるのですけれども、それについてはまさに今、農業委員会の中でやりとりがされているかと思えます。そこで、市街化調整区域の保全と活用の方針の検討を行う都市計画審議会と農業委員会との立場の関係性はどのように考えるのでしょうか。

●高野会長 農業委員会との関係についてお願いいたします。

●稲垣都市計画課長 都市的土地利用と農地としての土地利用についての関係についてです。

端的に申し上げますと、どちらが上位ということはなく、都市計画を進める上では、「農業との適切な調和」という観点が必要ですので、農地の保全にも配慮しながら、市街化調整区域の土地利用を具体的に考えていく必要がございます。

きょうは具体的な中身には入りませんでしたし、これから検討を進めていきますけれども、その中では、農地の現状がどうなっているのかという観点について、農地担当部局と

情報を共有しながら、都市側の土地利用として農地についても配慮した今後のあり方はどうなのかという検討を進めたいと思います。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、私からご提案です。

スケジュールのスライドを見せてください。

今、事務局からご説明がありましたように、平成29年度を超えたところで方針の見直しを行うことになってございます。そこで、中間報告、素案の決定に向けて論点整理や方向性の検討と書かれております。

前回の策定経緯を見ますと、審議会だけで太い矢印の部分を担うのは、回数の面からも不十分であるという判断もあると思うのですが、専門の部会を設置しておりました。そこで集中的にご議論いただき、審議会にご報告いただき、審議会として議論するという事になっておりました。この審議会のメンバーに、更に専門の方を加えた形の部会というものも考えられるかと思いますが、いずれにしても、前例踏襲ではございますが、そういった部会を設置し、議論を進めたほうがいいのではないかと考えております。

そこで、もし部会を設ける場合には、この審議会での決定事項となるそうですので、部会の位置づけやルールについてご説明していただいた上で、皆さんにご意見を賜りたいと思います。

それでは、資料をお配りいただき、ご説明をお願いいたします。

●稲垣都市計画課長 それでは、私から、今お配りしました資料により、部会について補足説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。

まず、1の部会の設置根拠についてです。

札幌市都市計画審議会条例第10条に基づき、会長の提案により、審議会に諮った上で設置するものでございます。

次に、2のこれまでの部会設置事例についてです。

表がございましたけれども、過去には、「都市計画マスタープラン策定検討部会」、「土地利用計画検討部会」、「都市計画道路見直し検討部会」など、テーマに応じて五度、部会が設置された経緯がございます。また、メンバー構成については、表にあるように、本審議会の委員のほか、テーマによっては外部の専門委員の方にも加わっていただき、一定の人数の範囲内で構成されておりました。

次に、3の部会の位置づけについてです。

囲みがございますけれども、「個別の都市計画の指針となる基準や方針の策定・整理」など、幅広い見地から検討が必要であり、一定期間に集中的に議論することが必要または

有効である場合に設置しているものでございます。また、その下に記載しておりますけれども、この部会は、札幌市が策定する案について過不足がないか、将来的な観点を踏まえているかなどについて、専門的視点から検討を行う場としております。

次のページをごらんください。

次に、4の部会の公開性についてです。

部会での議論の公開性を確保するため、議事録と審議経過については原則公開としております。また、部会に参加されない都市計画審議会委員にも、部会資料、議事録等を逐次送付し、情報提供を行うこととしております。

下に図がございませけれども、札幌市がまとめた素案を部会に提示し、論点整理をしていただいた上で、本審議会に札幌市案として提出し、議論していただく流れとなります。

図の上部に「市民」という囲みがございませけれども、札幌市の素案も含め、一連の議論の経過については、適宜、市民に公開することになります。このような構成の中で部会を位置づけております。

最後に、5の部会のメンバーについてです。

部会の設置目的に応じまして、学識委員より会長が指名し、本審議会の承認を得ることとしております。

なお、先ほど、2のこれまでの部会の事例の表でごらんいただきましたように、平成16年度、平成26年度から27年度にかけて設置した部会では、幅広い議論を行う必要があったことから、本審議会の委員に加え、外部の有識者の方を専門委員とし、部会に参加いただいた経緯がございませ。

以上が部会についての説明でございませ。

●高野会長 ありがとうございます。

資料にございませように、平成16年度から17年度にかけて行った土地利用計画検討部会は6回、その後の26年度から27年度にかけての部会も6回ということで、非常に集中的に議論を行っていただく必要があります。

本来は、審議会の皆さんにご議論をいただきたいところではございませますが、そうした状況を踏まえ、原則公開、かつ、審議過程については、資料や議事録を送付させていただくことにより議論の状況を逐一ご連絡することとし、部会を設置したいと考えております。

部会の設置に関しまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、本日は部会を設置することについてお諮りしたいと思います。メンバーについては、次回に採決をいただくこととなります。

部会の設置という提案について賛成いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

●高野会長 ありがとうございます。

全員賛成ということで、部会を設置することの提案は承認されました。

それでは、どのように部会を設置するか、外部の方を入れるかどうかも含め、次回の審議会までに案を作成してまいりますので、そのときに皆様にご議論をいただきたいと思えます。

この件についてほかに何かご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 最後に、全体を通して、ご意見やご質問、そのほかに確認しておきたい事項等はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、事務局に進行をお返しいたします。

4. その他

●事務局（高橋調整担当課長） 本日は、長時間ご審議をいただき、ありがとうございます。

次回の審議会は、平成29年7月25日火曜日の午後1時30分から、会場は、今回とは異なりまして、中央区北1条西2丁目にある北海道経済センタービル8階のBホール第1号会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

5. 閉 会

●事務局（高橋調整担当課長） それでは、以上をもちまして第93回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以 上

第93回札幌市都市計画審議会出席者

委員（22名出席）

池田 由美	札幌市議会議員
磯部 哲志	北海道警察本部交通部長（石川 達也 代理出席）
岡本 浩一	北海学園大学工学部教授
小川 直人	札幌市議会議員
岸 純太郎	北海道建設部まちづくり局長
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
日下みのり	市民
小須田悟志	札幌市議会議員
齋藤 俊一	市民
笹川貴美雄	市民
紫藤 正行	札幌商工会議所副会頭
しのだ江里子	札幌市議会議員
高野 伸栄	北海道大学公共政策大学院長
田作 淳	市民
巽 佳子	市民
濱田 康行	公益財団法人はまなす財団理事長
原 俊哉	北海道開発局開発監理部次長（布施 純 代理出席）
日沖 智子	市民
福田浩太郎	札幌市議会議員
松浦 和代	札幌市立大学大学院看護学研究科長・教授
丸山 博子	丸山環境教育事務所代表
よこやま峰子	札幌市議会議員